

要件	内容
<p><b>■西之表市企業等立地促進補助金</b></p> <p>&lt;交付要件&gt;</p> <p>① 新設等に係る事業所が、市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されるものであること。</p> <p>② 新規雇用者が3人以上であること。</p> <p>③ 対象施設の設置については、市と立地協定を締結し、当該協定書に定める義務等が履行されていること。</p> <p>④ 市税及び本市に関する使用料等を完納していること。</p>	<p>① 事業所設置奨励金 各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額（最大3年間）</p> <p>② 雇用促進奨励金 規則で定めるところにより新規雇用者1名につき12万円交付 ※ 1対象事業者につき2,000万円を上限とする</p> <p>③ 事業所貸借奨励金 規則で定めるところにより事業所の貸借に要した経費の4分の1に相当する額（最大3年間）</p>